

令和4年度 青梅税務署長納税表彰式

11月17日(木)、ネッツたまごセンターにおいて、青梅税務署主催の管内功労者の方々に対する表彰式が挙行され、本会からは次の方々各表彰を受けられました。

- ◎署長表彰受彰者
高野 明 氏 常任理事・霞副支部長 原島 瑞夫 氏 理事・吉野支部長
秋山 佳久 氏 理事・三田支部長 山口 一可 氏 監事・日の出副支部長
- ◎署長感謝状受彰者



写真左から吉田副署長、原島氏の奥様、原島氏、高野氏、青木署長、角田会長、山口氏、秋山氏、笠原副署長、久保専務理事

『税を考える週間』

11月の『税を考える週間』の関連行事が開催されました。12日、13日にイオンモール日の出内イオンホールにて「税を考える週間書道展」が開催され、多くの応募の中から「特賞」などを含む多くの作品が展示されました。



特賞作品

日帰りバス旅行 in 山梨

リニア見学、桔梗屋信玄餅詰め放題、ぶどう狩り

9月28日、29日にコロナの影響により2年ぶりに開催した日帰りバス旅行に行ってきました。再開したもののまだ油断できない状況ですので、できるだけ乗車時間が短く済むよう配慮し、青梅から近い山梨へ行ってきました！最初にリニア見学センターに到着。目の前を一瞬で通り過ぎるリニアモーターカーの迫力に写真や動画を撮りながら皆様興奮の様子。興奮さめるとまもなく信玄餅詰め放題へ！通常10個入る袋を引き伸ばし15個以上詰めるなど大変盛り上がりしました！2日間とも天候に恵まれ、無事に帰ってこることができました。来年も開催予定ですので、今回参加出来なかった方も是非ご参加ください。



休館日

年末年始 12月28日(水)午後～1月3日(火)
12月10日(土)
1月7日(土)、23日(月)
3月16日(木)、25日(土)
および土曜日の午後、日曜日・祝日

(一社) 青梅青色申告会

〒198-0031 青梅市師岡町4-7-25
TEL: 0428-23-0108 FAX: 0428-22-4788
受付時間: 平日9:00～17:00
土曜9:00～12:00
休館: 第2、第4土曜、日曜祝日(臨時休館の場合印にて掲示致します)



インフルエンザ予防接種

接種料 3,900円(税込)
18歳以上の方



受診期間: 1月末まで(ワクチンが無くなり次第終了)
受診機関: 新町クリニック健康管理センター(青梅市新町3-53-5)
予約方法: お電話で新町クリニックに(0428-31-5312)お申込みください。
※青梅青色申告会会員であることを必ずお伝えください。

ジョブカン青色申告 やよいの青色申告

をご利用中の方へ更新のお願い



“ジョブカン青色申告(旧ツカエル青色申告)”“やよいの青色申告”をご利用時、更新の案内が表示される事があります。これが表示された場合は必ず更新を行ってください。更新作業を行わないと新たな変更点が反映されません。

青色申告会員必携の配布について

令和5年版「青色申告会員必携」を12月1日より申告会にて配布いたします。部数は用意しておりますが無くなり次第終了となります。また、配送は行いませんのでご了承ください。

無料相談のお知らせ

税理士

「法人成り」、「相続」、「譲渡」など、会員の皆様の事業や生活において生じた税務問題をご相談いただけます。

【実施日】 12月14日(水)
【会場】 青梅青色申告会館3階 会議室
【時間】 各回とも 10～12時/13～16時(お1人1件1時間)

弁護士

「売掛金の回収」、「取引先とのトラブル」、「相続」など、法律問題を当会の顧問弁護士にご相談いただけます。

【実施日】 随時受付、ご希望をもとに調整させていただきます
※毎月5名まで、お一人1時間
【会場】 田中法律事務所(青梅市東青梅5-16-19)など
■各相談については申告会へご予約ください。

12月～3月は駐車場が大変混雑します

12～3月は年末調整、決算指導会で駐車場が大変混雑いたします。公共交通機関または近隣の有料駐車場をご利用いただきますようご協力お願い致します。なお一番近い駐車場は、西友の30分100円の平地駐車場になります。



LINE公式アカウント 青梅青色申告会

- ・会費などの引落とし案内
- ・決算指導会などのご案内
- ・新型コロナウイルスの給付金の情報など



(一社) 青梅青色申告会
あおいろ
だより
VOL.180 - 令和4年12月号 -

「令和4年分 決算指導会」ご予約受付開始のお知らせ

決算・申告シーズンまで間もなくです！青梅青色申告会では、「決算指導会」として、次の日程で会員の皆様の決算書作成・個別サポートをおこなってまいります。直前になりますとご予約が取りづらくなりますので、お早めのご連絡をお願いいたします。

■ 所得税の決算指導会

【日時】 令和5年1月25日(水)～3月15日(水) <日曜・祝日は休館>
【時間】 [平日] 9～12時/13～17時 <最終受付16時>
[土曜日] 9～12時 <最終受付11時>
【指導内容】 帳簿の決算整理、決算書類等作成方法の指導
※帳簿内容の確認はいたしかねますので、必ず事前に記帳点検にお越しください



■ 消費税の決算指導会

【日時】 令和5年3月17日(金)～3月31日(金) <日曜・祝日は休館>
【時間】 [平日] 9～12時/13～17時 [土曜日] 9～12時
【指導内容】 消費税の決算書類等作成方法の指導

【予約】 12月12日(月)9時より予約受付開始

「LINE公式アカウント」「インターネット」「電話」からご予約いただけます。

おすすめ!

LINE公式アカウント

友だち追加で、さまざまな情報をご案内しています。



インターネット予約

スマホ、パソコンからできます。こちらのQRコードまたはHPよりご予約ください。



電話予約

0428-23-0108



※予約は会員さんおひとりにつき1回1時間です。2回目以降のご予約は1回目が終わった後に行ってください。2回以上の予約を確認した場合はキャンセルさせていただく場合がございます。
※密を避けるため当日受付を減らし、予約中心とさせていただいておりますので、ご予約のうえお越しください。
※3月13、14、15日は当日受付のみになります。3月16日は休館です。

【費用】「決算指導会」期間中は、ご来館された皆様に費用をご負担いただいております

※「決算指導会」期間以外は、原則的に費用のご負担はございません。

<所得税> 基本金額 2,000円～(1時間、記帳方法やサポート内容に応じる) / 2時間以降1時間につき2,000円

<消費税> 基本金額 1,000円～(1件、記帳方法やサポート内容に応じる)

※決算申告期は原則として決算申告サポートのみとさせていただいておりますが、そのほかのサポート(記帳点検等)で来館される場合も上記金額をご負担いただきます。

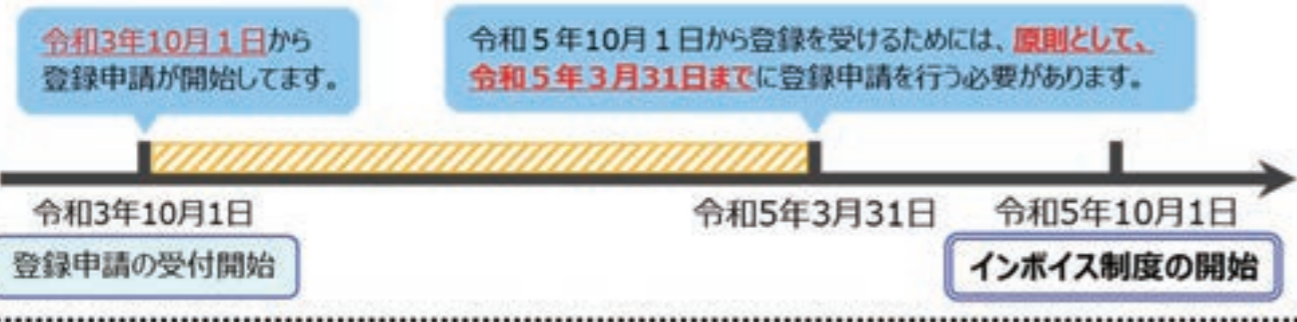
記帳の指導をまだ受けていない方は、必ず事前に内容の確認にお越しください。

令和5年10月に消費税のインボイス制度が始まります！

制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、
原則、**令和5年3月31日**までに登録申請が必要となります。



【登録申請のスケジュール】



登録申請手続きは、e-Tax をご利用ください！

- **e-Tax**で登録申請手続きを行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます。
- **e-Tax**で申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます。電子データで受け取れば紛失のリスクがありません。



個人事業者の方はスマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。**e-Tax**のご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

▶ インボイス制度特設サイト

インボイス制度の概要、制度について解説した動画（国税庁動画チャンネル）、取扱通達Q&A、オンライン（全国どこからでも参加可能）や税務署等の説明会開催情報や申請手続、免税事業者の方向けのコンテンツも掲載しています。



▶ 制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。
軽減・インボイスコールセンターでは一般的なご質問にお答えします。
フリーダイヤル 0120-205-553（無料）9：00～17：00（土日祝除く）
※ 個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。



ぶっつけ本番はとっても危険！！



とっつきも大事な事前の記帳点検をしましょう！ 1/24まで

多くの皆様が来館される「決算指導会」期間（本紙1面参照）に入りますと、原則として記帳内容の確認にお時間を取ることができません。また、「決算指導会」期間中は、記帳点検で来館された場合も費用をご負担いただくこととなります。より正確でスムーズな申告を行うためには、事前の記帳点検が必要です。必ず記帳点検を受けて、慌てず安心して決算申告期を迎えましょう！記帳点検をご希望の際は、事前にお電話の上お越しください。

従業員
専従者

がいる方 年末調整をお忘れなく！ 【提出期日 1月10日(火) 1月20日(金)：継続の特例の承認を受けている方】

専従者・従業員への給与をお支払いの方は、源泉所得税の年末調整と7～12月分の支払給与額の報告及び源泉所得税の納付を年内最終の給与支払日以降に行う義務があります。青梅青色申告会では、「年末調整指導会」として、次の通り、年末調整をはじめとする給与関係事務のサポートをいたします。

【場 所】 申告会事務局
【対象者】 雇い人への給与や税理士等への報酬の支払いをおこなう個人事業者（源泉税を徴収しない方も含む）

※「給与支払事務所等の開設届出書」を提出した方は、給与の支払いがなかった場合も納付書の提出による報告が必要です！

【持ち物】

- ・事業主、専従者、従業員本人のマイナンバー
 - ・専従者、従業員ごとの支給内容を記載した「源泉徴収簿」（扶養親族がいる場合はその方のマイナンバーも記載してください）
 - ・専従者、従業員に関する以下の情報・書類等
 - ①配偶者、扶養親族の方の生年月日・年収・所得の金額等
 - ②令和4年中に支払った国民健康保険税の総額
 - ③令和4年分国民年金保険料の控除証明書
 - ④生命保険・地震保険の控除証明書
 - ⑤その他必要な資料（市町村から届いた給与支払報告書など）
- ※不明な点がございましたら事前に事務局へお問合せください

年末調整とは？



人を雇って給与を支払った場合には、その支払金額に応じた所得税及び復興特別所得税を差し引くことになっています。しかしその金額は概算であるため、1年の給与が確定する12月に調整をする必要があります。これを「年末調整」といい、扶養親族や生命保険などの控除額を計算し正式な所得税額を確定させ、払いすぎている方には還付、足りない方からは徴収をします。その後、源泉徴収票を作成し市区町村等に提出します。

令和5年分の消費税の申告から簡易課税を選択されたい方

消費税の計算方法は「一般（本則）課税」と「簡易課税」の2通りがあります。簡易課税を選択されたい方は税務署に「簡易課税制度選択届出書」の提出が必要となります。「令和5年分から課税事業者になるから簡易課税を選択したい」「今まで一般課税だったけど簡易課税にしたい」などの場合の届出書の提出期限は**令和4年12月31日**です。一般課税と簡易課税では納税金額に大きな差が生じる方もいらっしゃいます。お早めにご検討ください。

わたしも青色申告会員です

栗山鉄工所 / 竹細工同好会

今回ご紹介するのは精密部品加工の鉄工所を運営されている栗山昌育さんです。精密部品会社の社長業の傍ら、竹細工同好会を立ち上げ青梅の伝統工芸である竹細工を伝承する講師としても活躍されています。令和2年から「竹笑会（たけわらいかい）」を開催し、生徒さんと制作した作品の展示や制作風景を公開して来場された方へ丁寧に解説を行っています。

平成19年に青梅の歴史を継承しようと作られていた竹細工（そばざる）と出会い、一緒に試作品作りに携わるようになったのがきっかけで、色々なものを作り始めたそうです。次第に仲間が増えていき平成23年には同好会を発足し、令和2年から竹笑会を開催するようになったそうです。同好会に在籍している仲間は40代～80代と幅広い層で構成され、それぞれ自分のペースで作品制作を楽しまれているそうです。「材料調達から自分達で行い、一つ一つ丁寧に割いて、鞣して、形にしていく作業は地道ですが、一つとして同じものがないのが面白い！使い込むほどに風合いが出てくるのが竹細工の魅力」と少年のように目を輝かせて語る栗山さんの表情から竹細工への愛情が伝わってきました。

展示会の様子



栗山さんから一言

「好奇心、探求心、負けず嫌い。この3つがあれば続けます。興味のある方は、是非一度ご連絡ください。」

栗山鉄工所

営業時間 9:00～16:00
営業日 月～木
住 所 青梅市今井3-4-15市営工場11号
電 話 0428-76-1049
ご用の方はお気軽にお電話ください